

1 計画策定の主旨

国立市では、市民をはじめ、市にかかわるすべての人の命・尊厳・生活を大切に、互いに尊重し合い、いきいきと活動しやすい環境を作ることをまちづくりの本旨としています。

近年、東京都内における交通人身事故（以下、「交通事故」といいます。）件数（交通人身事故発生箇所と同数です。）は、減少傾向にあるものの、市内における交通事故件数は、増加傾向であり、市民の安心・安全を脅かしています。

また、複雑化・多様化する現代社会においては、従来どおり、道路整備や交通規制を進めるだけではなく、市民一人ひとりが交通安全意識を高め、市、関係機関、市民が協力し合い、一体となって対策を行うことが必要です。

そこで、子ども、高齢者、しょうがいしゃ等も安心して移動できる交通事故のない安心・安全なまちを実現するため、本計画を策定し、交通安全施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、「第10次東京都交通安全計画」を指針として、市内の交通安全に関する方針、施策の方向性を定めたものとなります。本計画では、現状を分析した上で、課題の解決に向けた施策を検討しています。

また、施策の実施に当たっては、市、関係機関、市民それぞれが主体性を持つとともに密に連携していきます。

なお、法律や他の計画との関係性は、下図のとおりです。

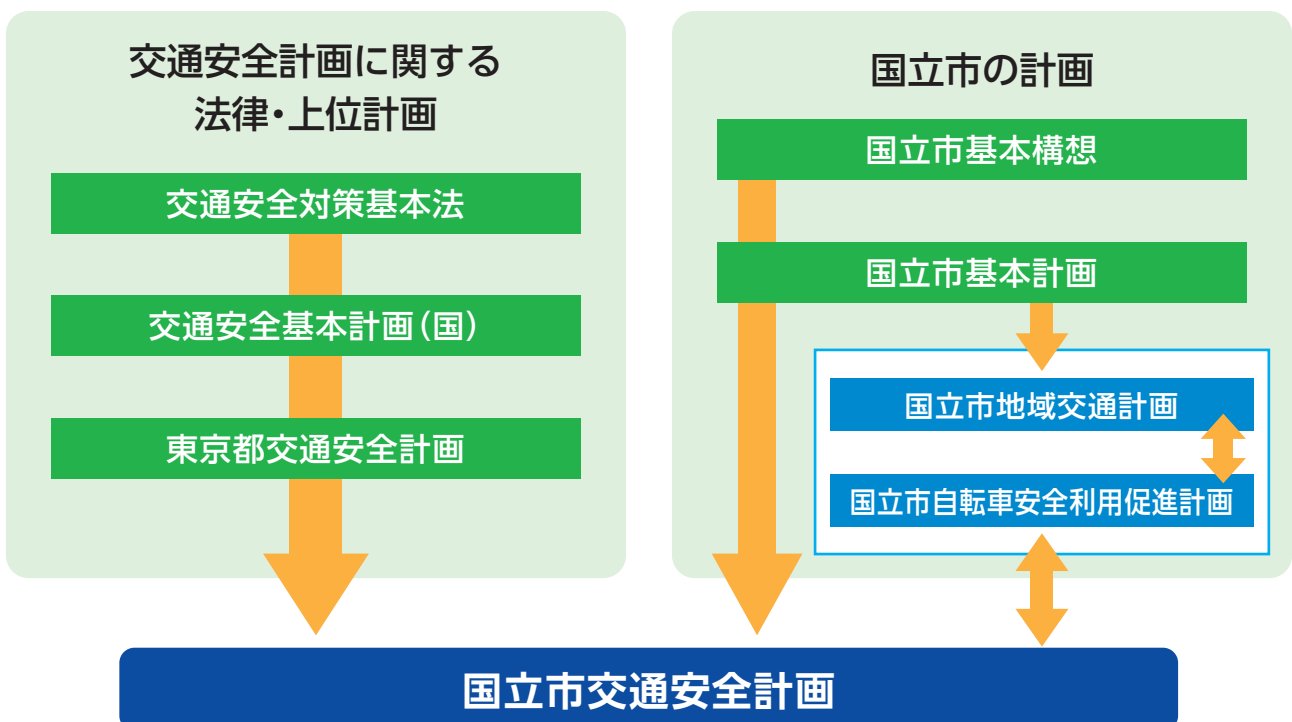


図1 法律、他の計画との関係性

3 計画期間

本計画（第1次）の期間は、令和2（2020）年度～令和7（2025）年度の6か年です。ただし、現行の「第10次 東京都交通安全計画」の期間は令和2（2020）年度までとなり、令和3（2021）年度に、「第11次 東京都交通安全計画」が策定される予定であることから、これを受け、本計画の期間中に時点修正する可能性があります。また、第2次計画以降の期間は、「東京都交通安全計画」の期間と合わせ、5か年とします。

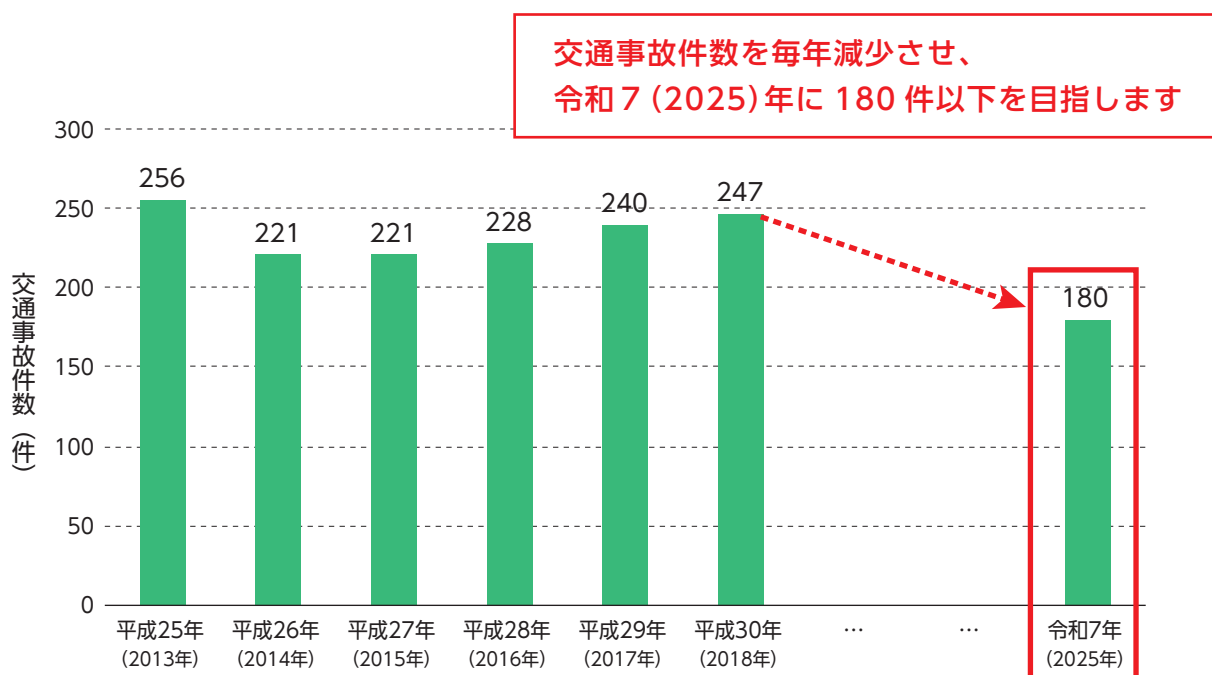
4 本計画の目標

市内から交通事故を一掃し、交通事故で亡くなる方や怪我を負う方を0（ゼロ）とすることが最終的な目標です。しかし、これを実現するためには、長期間に亘り、市、関係機関、市民が不断の努力を行い、諸課題を解決することが求められます。

そこで、事故のない交通環境の実現に向けて前進するため、本計画の期間内においては、各年の事故件数を前年以下に減少させ、令和7（2025）年には180件※以下とすることを目標とします。

※国立市の人口10万人当たりの事故件数は、多摩地域では5番目に多いことから平成29（2017）年の事故件数を基に、人口当たりの事故件数を多摩地域の平均程度にします（表9参照）。

計画の目標 交通事故件数：180件以下



出典：警視庁交通年鑑

図2 国立市の直近6年の交通事故件数と計画目標

5 計画の推進

① 国立市

市は、本計画を推進する上で、中心的な役割を担います。地域の交通情勢や住民生活の実態を踏まえ、ハード、ソフト両面から、施策を講じていきます。

また、施策の実施に当たっては、関係機関との調整が必要になります。市は、関係機関と円滑に意思疎通を行い、効果的な施策を速やかに実施していきます。

② 国立市教育委員会

通学路の安全確保のため、立川警察署及び学校関係者等と連携し、通学路点検等を実施していきます。点検で見えられた交通事故の発生の危険がある道路については、現状を踏まえ、施策を講じるため、市、関係機関、市民と連携していきます。

③ 立川警察署

交通規制に係る道路標識等の設置や取締り等を通じて、交通事故防止に向けた対策を実施します。市、関係機関、市民とも連携を図り、情報発信や交通安全教育等、必要な取り組みを推進していきます。

④ 国土交通省相武国道事務所及び東京都北多摩北部建設事務所

誰もがより安全で快適に移動できるみちづくりを推進するため、国道又は都道の道路管理者として、市、関係機関、市民とも必要に応じて連携し、交通安全施設整備を推進していきます。

⑤ 立川消防署

交通事故負傷者の救命率向上のため、救急医療機関等との連携を強化し、負傷者の症状に適した救急医療機関等に迅速かつ円滑に搬送するとともに、救急救命士の知識・技術の向上に努めていきます。

⑥ 事業者、交通関係団体、ボランティア等

事業者は、移動サービスを提供する上で、交通事故防止に努めることが必要です。そのため、運転手等の従業員に対して交通安全教育を実施し、車両を安全に運行することが求められます。

また、交通関係団体やボランティアは、関係機関と情報共有を行いながら、活動を行うことが重要です。特に、交通安全協会は、市、立川警察署と連携し、交通安全運動、安全運転講習会、各種イベント・キャンペーン等で地域に根ざした効果的な交通安全活動を推進していきます。

⑦ 市民

交通事故をなくしていくためには、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールを遵守することやマナーを実践することが不可欠です。市民は本計画の担い手として、主体性を持って、交通安全について考えるとともに、市、関係機関と連携し、交通事故防止に向けた施策に取り組むことが求められます。